

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ こども保険

Q : 私は、こども保険への加入を考えています。こども保険では、お祝い金がもらえるようですが、そのお祝い金にも税金がかかるのでしょうか。

A : 一時所得として、所得税・住民税の対象になります。

【解説】

こども保険は、一般に子供の学資金、結婚資金又は独立資金の準備を目的としており、親と子供が健在であったときには、被保険者(子供)が小学校、中学校、高校及び大学の入学適齢に達したときに所定の入学祝金が支払われ、被保険者が満期まで生存したときには満期保険金が支払われます。

途中でもし、契約者(親)が死亡したり、高度障害状態になったときには、以後の掛金の払込みが免除されますが、契約は満期まで継続されることになっていますので、子供の年齢に応じて入学祝金及び満期保険金が支払われます。一方、もし万一子供が契約期間の途中で死亡したときは、死亡給付金が契約者に支払われて契約は消滅します。

ご質問のように、契約者及び被保険者が生存している場合に入学祝金や満期保険金を受け取ったときには、受取人の契約者は一時所得として所得税・住民税の課税対象になります。

ただし、満期時以外の祝金は通常課税対象金額がマイナスとなり、結果的に課税されないことが多いようです。

